

有田川町農業委員会 農地法関係申請書添付書類一覧

2条	3条	4条	5条	届出		<input checked="" type="checkbox"/>	
◎	◎	◎	◎	◎	申請書		必要事項を記入し、押印(捺印も必要)
		◎	◎		理由書		事業目的を詳しく書く
◎	◎	◎	◎		付近見取図		住宅地図、ネット地図等で申請地が分かるもの
◎	◎	◎	◎		付近公図		法務局で購入
	◎	◎			隣接関係図		申請地周辺が分かるもの (地番・地目・所有者を地番図等に書き込む)
					転用目的物		
	◎	◎	◎		配置図		資材置場や駐車場の場合は資材や台数なども記入
	○	○	○		平面図		建物・施設の場合(間取り図)・配置図と兼用でも可
	○	○	○		立面図		建物・施設の場合
	◎	◎	◎		排水計画図		家庭排水・雨水等を(青色・水色)記入
	○	○			代替性検討資料		申請地が2種農地の場合必要。図面の提出と理由を記載。
	◎	◎			予算書		土地取得費・転用事業費(見積書)の合計金額
	◎	◎			資金証明		通帳の写し、金融機関の残高証明、融資見込証明等
	◎	◎			誓約書		農業委員会会長あて
	○	○			隣接農地同意書		隣接関係図により2m以内であると確認できる 農地の所有者の同意
	○	○			排水同意書		改良区・水利組合・区長等
	○	○			区長同意書		目的地が所在する区の区長
◎	○	○	○	◎	土地全部事項証明書 (登記簿謄本)		※3,4,5条について条件を満たせば添付省略可。 原則、法務局で購入。
○	○	○	○		住民票		①譲受人が町外の方の場合 ②譲渡人の現住所と登記上の住所が異なる場合
○		○			貸借契約書		土地使用貸借及び賃貸借の場合
○	○	○			金融機関承諾書		抵当権・根抵当権がついている場合
○	○	○			定款又は法人登記事項証明書		事業者または受人が法人の場合
○	○	○			改良区意見書		改良区の受益地の場合
	○	○			始末書		すでに転用事業着工済みの場合 もしくは別の用途で使用していて農地でない場合
		○			宅地建物取引業免許証(写)		分譲住宅を目的とする場合
◎					写真		現況がわかるもの
○					営農計画書		新規就農者もしくは1,000m ² 以上取得する場合
※代理の者が申請人に代わって申請書を提出する場合に必ず必要		委任状					譲受人・譲渡人両方から委任を得ていることが分かるもの。

※ ◎は有田川町では必ず添付が必要な書類

○は場合に応じて添付が必要な書類

※添付書類の有効期限

- ・登記簿謄本等公的証明については、原則、申請書受理日3ヶ月以内(他の書類も原則3ヶ月以内)
- ・見積書は、申請書提出日現在で記載されている有効期限内のもの

※2条、3条は 正本1部・副本1部の計2部

※4条、5条は 転用面積が20,000m²未満は正本1部、副本1部の計2部

転用面積が20,000m²以上は正本1部、副本2部の計3部

記入上の留意事項

※土地全部事項証明書(登記簿謄本)については、条件付きで省略可。

- ・最近、権利を取得し登記識別情報などにより、正確に土地の表示が判明している場合。
- ・地籍調査の成果の閲覧により、正確な土地の所在や登記名義人が判明している場合。
- ・固定資産税の課税明細では、小字名が表示されていません。また、課税面積が登記面積と異なる場合があるので参考にしないでください。
- ・抵当権等の所有権以外の権利が設定されている可能性がある場合については、土地全部事項証明書(登記簿謄本)を取得してください。
- ・最近、分合筆が行われている場合については、土地全部事項証明書(登記簿謄本)を取得してください。また、転用を伴う場合は公図が必要です。
- ・譲渡人の現住所と登記上の住所が異なる場合については、戸籍の附票または(前住所が登記上の住所の場合)前住所入りの住民票の写しが必要です。

※土地の所在の書き方

有田川町大字[大字名]字[小字名][本番]番[枝番]

例.有田川町大字下津野字備後谷2018番4

例.有田川町大字金屋字能瀬7番

※住所表記(有田川町民の場合)

有田川町大字[大字名][本番]番地[枝番]

例.有田川町大字下津野2018番地4

例.有田川町大字金屋7番地